

華僑・華人教育の変容に関する一考察

—日本とインドネシアを中心に—

裘 晓 蘭

はじめに

中国人による海外への移住は古くから記録されており、現在は約3000万人の華僑・華人が世界各地で生活をしている。華僑とは外国に定住する中国公民、つまり中国国籍を持つ人々のこと、そして、華人とは居住国の国籍に加入、あるいはそれを取得した中国系の人々のことである⁽¹⁾。異国、異文化の環境で生活する華僑・華人にとって、その民族的、文化的特質を伝承できたことに対する教育の役割は大きいと考えられる。「華僑教育なくしては華僑もなし」といわれるよう、民族言語、伝統文化の伝承を目的とする華僑・華人教育は教育の機能を發揮しただけではなく、華僑・華人社会を支える中核的な存在であるとも言える。

一方、経済の推進を背景に社会における多文化、多民族化が進行してきている。それとともに、華僑・華人社会も世代交代により内部構造が変わってきている。こうした社会的な環境の変化をうけ、華僑・華人教育もかつてない変容を見せている。本稿では、日本とインドネシアに焦点をおき、そこで行われている華僑・華人教育について考察をしたい。日本を選択した理由は、近代華僑学校は日本で最初に誕生し、今日も教育活動を続けており、華僑・華人教育史において特別な意義を持っているからである。そして、インドネシアを選択した理由は、世界最大規模の華僑・華人人口を抱えるインドネシアは同時に、華僑・華人に対し最も厳しい同化政策を強いられた国でもあるからである。

本稿の目的は、第一に、環境の変化をうけ日本とインドネシアにおける華僑・華人教育の変容実態を明らかにすることである。第二は、両国の実態を踏まえて、華僑・華人教育における変容の共通性とこれから華僑・華人教育の可能性についての検討を試みることである。第三は、マイノリティとしての華僑・華人の教育を考察することで、今まで気付かなかった多文化、多民族社会における教育のあり方への示唆をえることである。

本稿において、1.では日本社会の国際化と日本華僑社会の多様化をうけ、華僑学校における生徒構成の多様化という点から現在の華僑学校教育の変容について考究する。2.では独立後インドネシア政府の華僑・華人への対応を考察し、華僑・華人教育の発展とその現状を明らかにする。そして、1. 2.を踏まえて、3.では日本とインドネシアにおける華僑・華人教育の変容の共通性を見出し、多文化、多民族社会における華僑・華人教育の方向性について検討する。

1. 日本の華僑・華人学校教育

19世紀半ば、日本の開国により中国人が多く進出し、1897年華僑の子どもの教育問題を解決するために横浜で最初の華僑学校が誕生した。この日本の近代学校体制を模範に設立された華僑学校は、世界最初の近代華僑学校となり、20世紀初頭東南アジア各地における華僑・華人学校の設立にも大きな影響を与えた。以来、華僑学校は日本華僑社会を支え、ともに歩んできた。

一方、時の変化につれ華僑学校を取り巻く社会的環境は大きく変わってきた。まず、経済の著しい発展を背景に、日本社会は1980年代から急スピードで国際化へと進んできた。法務省の統計により2002年度外国人登録者数は182国・地域の177万8462人にのぼり、日本総人口の1.4%を占めている⁽²⁾。こうした多様な社会背景を持つ人々の来日によって日本社会でも違う文化に対し寛容かつ柔軟な対応が求められるようになった。

日本社会の国際化とともに、日本華僑社会も変化を見せている。従来の華僑社会は世代交代により日本人（帰化者も含む）との結婚率は90%を超えており、生活全般における日本化傾向が進行している⁽³⁾。一方、1972年日中国交回復後、両国の交流が頻繁になり、これにより来日する中国人も年々増加してきている。法務省の統計によると、1991年の在日中国人登録者数17万1071人に対し、2001年は38万1225人に達している⁽⁴⁾。これらの新たに来日し、日本社会で居住する人々は新華僑と呼ばれ、それに対して古くから日本で定住してきた中国人は老華僑と呼ばれている。現在では在日華僑の8割以上は新華僑である。この老華僑の日本化と新華僑の参入は華僑社会の内部構造の多様化をもたらしている。

このような所在する社会環境の多様化をうけ、華僑学校もかつてない様相を見せ始めている。現在日本全国には5校の華僑学校が教育活動を行っている。1970年代から80年代にかけて、華僑学校では生徒数の減少が問題になったが、1990年代から在校生徒が増加してきている。その結果現在華僑学校の生徒構成には三つの特徴が見られるようになった。

第一は生徒が多様化していることである。現在日本の華僑学校は国籍・出身を問わずすべての子ども向けに生徒募集をし、受け入れているため、在籍生徒の背景も多様化している。表1、表2のように、現在華僑学校は日本と中国のほか、アメリカ、韓国などさまざまな国籍の生徒が在学している。その出身も老華僑の子孫、新華僑の子ども、中国人と日本人の国際結婚による子ども、日本人の子ども、韓国人の子どもなど多様である。さらに国籍や出身だけではなく、日本への定着度、家庭環境の差異から、生徒の多様化は言語能力、文化的所属性にも及んでいる。この在籍生徒の多様化により学校でも多様な対応策が求められている。

第二は新華僑の子どもが増加していることである。来日する新華僑の激増により、近年華僑学校に在籍する新華僑の子どもも年々増え続けてきた。現在では新華僑の生徒が多数を占める学校も出てきている。例えば、横浜山手中華学校の場合、2002年全校生徒386人のうち、新華僑の子どもは143名に対し、老華僑の子孫はわずか27名である。これらの新華僑の子どもは直接編入生として来日する

場合が多く、そのため、各華僑学校では日本語特別コースを作り、専任教員を配置するなどの対応措置を講じている。

そして第三は日本国籍を持つ生徒の割合が高くなっていることである。これは現在華僑学校生徒構成における最大の特徴でもある。本来華僑学校は主に中国国籍を持つ生徒であったが、近年になり日本国籍を持つ生徒の増加が顕著になっている。表1、表2からもわかるように、特に低学年になるにつれ日本国籍を持つ生徒の割合が高くなっている。その背景には日本国籍に帰化する華人家庭の増加や、中国人と日本人の国際結婚の増加などがあげられるが、同時に注目したいのは中国に文化的起源を持たない日本人子どもの増加である。なかでも、横浜山手中華学校において、2002年度全校生徒386人のうち、日本人の子どもは87名、全体の22.5%を占めている。また、神戸中華同文学校において、2001年度全校生徒620人のうち、11.2%にあたる70名が日本人の子どもである。この華僑学校における日本人生徒の増加は、日本社会の国際化が人々に違う文化に対する寛容な考え方をもたらし、これにより、華僑学校が実施している三言語教育などが多くの日本人に理解され、日本人の子どもの在籍者増加へつながったのではないかと考えられる。

表1 東京中華学校在籍児童・生徒の国籍別統計
(2002年度) (単位：人)

	小学部	中、高部	計
中華民国	43	36	79
中国	27	56	83
日本	147	25	172
アメリカ	2	1	3
韓国	2	0	2
その他	4	2	6
合計	225	120	345

出所：東京中華学校 2002 年生徒統計にもとづき作成。

表2 横浜山手中華学校在籍児童・生徒の国籍別統計 (2002年度) (単位：人)

幼稚園		小学部						中学部			計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
中国籍	7	12	24	18	13	20	26	16	16	18	170
日本籍	53	24	40	17	23	14	9	11	11	5	207
その他	0	1	0	1	1	2	1	3	0	0	9
合計	60	37	64	36	37	36	36	30	27	23	386

出所：横浜山手中華学校 2002 年生徒統計にもとづき作成。

日本国籍を持つ生徒の増加により、華僑学校の卒業生における日本の学校への進学率も高くなっている。特に、文部科学省は2000年8月から、日本の中学校卒業資格がない場合でも満16歳以上の者（合格認定は18歳以降）に大学入学試験検定（大検）受験資格を認めた。これにより今まで受験資格がなかった外国人学校の生徒も大検の受験資格が認められ、合格した者は国立大学への受験が可能となつた⁽⁵⁾。これをうけ、現在華僑学校の高中部卒業生における日本の大学や専門学校への進学率がさらに上昇してきている。

在籍する生徒が日本で生活しており、将来の生活基盤も日本におく可能性が高いという現状をうけ、現在華僑学校では中国語や伝統文化の習得と同時に、日本の生活に必要な基礎教養に配慮したカリキュラムを組んでいる。各学校の教育課程に細かい差はあるが、教育方針においては以下二点が共通していると考えられる。まずは中国語教育を重視するとともに、日本の学校と同じの学力養成を教育目標の重点としていることである。そのため、華僑学校のカリキュラムの中には中国語の授業のほか、日本の学校と同じ教科書を使う日本語での授業がかなりの割合を占めている。そして、カリキュラムに対応して、授業言語も中国語と日本語を併用しているのが特徴である。第二は各華僑学校とも生徒の国際的能力の養成に力を入れていることである。国際的に通用する人材の育成という教育方針のもと、華僑学校では中国語、日本語と同時に小学校から英語の授業を始め、三言語教育を徹底化している。さらに、授業内容に日本と中国両方の文化を取り入れるほか、日本の学校と定期的に相互訪問を行い、共同で活動を開催し、または地域のボランティア活動に参加するなど、華僑学校は日本社会との交流も積極的に進めている。

このように、生徒が多様化し、そして日本社会で定着していく実態に対応して、現在の華僑学校では民族言語、文化だけではなく、生徒が将来日本社会で生きていくことを見据えた教育を進めている。換言すれば、華僑学校は多様な教育内容を取り入れ、中国語、日本語、英語の三言語教育などを通じて、従来の民族教育からより開かれた国際学校としての歩みを試み始めていると考えられよう。

しかし、華僑学校には大きな壁がある。日本の華僑学校は全て華僑・華人自主経営、自主管理の学校法人或いは財団法人学校であり、「一条校」ではなく、学校教育に類する教育を行うものとして学校教育法第83条の「各種学校」に扱われている。そのため、華僑学校は文部科学省から正式な小・中・高等学校として認められておらず、卒業資格も認められていないのである。日本の現行法により華僑学校に入学することは義務教育の不履行であり学校教育法に反することになる。したがって、華僑学校の生徒の進学は大きな問題となっている。現状では、日本の中学卒業と同等程度の学力を有すると高等学校の校長が認可すれば、華僑学校の中学卒業生も高校受験が可能となっているが、いまだに受験を認めない高等学校も数多く存在している。また、大学受験について、今まで華僑学校出身者は大検を受ける資格さえなく、日本の大学へ進学するのは容易ではなかった。受験資格の緩和により、2000年度からようやく華僑学校の出身者も大検を受けることが可能となり、進路の選択肢が一層広がったとはいえる。しかし、大学入試以前に9科目から10科目の大検を受けることは受験生にとって大きな負担であると考えられる。

このように、実際外国人学校としての華僑学校は進学をはじめ、多くの面で不利益を受けている。これから多文化化が進む日本社会にとって、華僑学校はマイノリティである華僑・華人の子どもたちの教育を担っているだけではなく、共生社会全体における教育の一環でもある。そのため、行政から華僑学校の存在意義とその役割を正当に評価することが望まれる。

2. インドネシアにおける華僑・華人教育

中国人によるインドネシアへの移住が本格化したのは19世紀以降である。オランダ植民地のとき労働力として中国南部から多くの人が移住し、1895年にはすでに約47万人の華僑・華人が生活をしていた。そして、日本の華僑学校をモデルに1901年インドネシアにも近代華僑学校が設立された。

インドネシアにおける華僑・華人の正確な数を把握することは難しい。なぜなら、インドネシアの人口統計には民族出自の欄がないからである。これについて、ディディ・クワルタナダは「国家統合の観点から見れば、この点はさまざまな民族を一つの単位『インドネシア民族』として捉えている点で有益である。しかしながら学問的観点から見れば、研究者は民族別人口統計の入手が不可能であるということになる」⁽⁶⁾と指摘している。一般的には現在インドネシア全域に約600万～800万、世界最大規模の華僑・華人が生活をしていると推測されている⁽⁷⁾。

膨大な華僑・華人人口を抱えているとはいえ、インドネシアの歴史からみると、華僑・華人を差別や排斥する動きは各時期に多く発生しており、華僑・華人は常に不安定な社会状況に置かれてきた。なかでも、経済力と同時に、彼らがもつ民族言語、文化習慣、および独自の教育がしばしば問題の焦点となってきた。

インドネシア独立後、スカルノ政府初期は一定の管理のもとではあったが、華僑・華人に對し比較的に寛容な態度を示し、これにより華僑・華人教育は大きく発展した。1957年インドネシア全国で教育活動を行う華僑・華人学校が1669校、301,401人の生徒が在学していた⁽⁸⁾。そのうち大半は中国籍であった。当時の華僑学校の多くは中国語を授業言語にし、中国の教育制度、教育方式に準じた教育を行っていた。カリキュラムにはインドネシア語、インドネシアの地理・歴史などの科目も入っており、これらの授業は現地の教材を利用して、インドネシア語で教えられていた。この1950年代はインドネシアにおける華僑・華人教育の最盛期であった。

1965年「九・三十」クーデター後、スハルト政府が政権を握った。このスハルト統制期では、「姓名変更、表立った場での華人の文化・信仰活動の禁止、『中華』に変わり『支那』という言葉の使用など、華人の中国アイデンティティ撲滅を目的としたさまざまな規定が制定され」⁽⁹⁾、華僑・華人は同化政策を強いられた。特に、政府は華僑・華人教育について厳しい取り締まりを行った。

1966年、政府は華僑・華人学校をすべて閉鎖し、その一部をインドネシア国民学校に転用することにした。翌1967年に出された「華人問題解決の基本政策」⁽¹⁰⁾には、外交団家族用を除いて、外国人学校を禁止し、華人子弟はインドネシアの国立国民学校の生徒になることを発表した。さらに、学校においてはインドネシア国籍の生徒が多数でなければならぬと規定した。これにより、華僑・華

人による独自の学校教育は完全に禁止された。

「華人問題解決の基本政策」を実施後、多くの華僑・華人の子どもが華僑・華人学校から退学することとなったが、国立国民学校の数が不足していたため、華僑・華人の子どもの不就学が社会問題となつた。「教育を受けない子どもたちが非行や反社会的な行動を引き起こすとの懸念」⁽¹¹⁾から、政府は1968年発布した大統領第B12号令で、「特種国民学校」(SNPC)の設立を許可した。

SNPC特種国民学校は政府の監督をうける私立学校として設立され、その設置課程はまったくインドネシアの国民学校と同様で、授業言語もインドネシア語としている。いわゆる国民学校の一部である。ただし、SNPC特種国民学校には週二時間の中国語授業が許されていた。一方、華僑・華人教育の場になることを防止するため、教職員全員がインドネシア国籍であること、学校における外国籍を持つ生徒が40%以下であること、各クラスにおいては最低50%以上の生徒がインドネシア国籍であることなど、SNPC特種国民学校は政府の厳しい規制を受けていた。それでも、華僑・華人の子どもの入学によりSNPC特種国民学校が大きく発展し、1969年から1973年のわずか4年間で約50校が設立され、5万人を超える生徒が在籍していた⁽¹²⁾。しかし、「同化政策に違反する」、「インドネシア社会の融合を阻害する」などの理由でSNPC学校は設立当初から反対の声が高かった。1974年教育部は華人子弟のための教育の移行期間は終了したと宣言し、1975年SNPC特種国民学校を廃止することにした。「ここにインドネシアにおける華人のための特別な教育の歴史は完全に終わりを告げることになった」⁽¹³⁾。

政府による厳重な規制は民族言語の使用や伝統文化の表現など華僑・華人の日常生活までに及んでいた。1966年、ソメンダラをはじめとする地方政府は、中国語及び漢字の使用を禁止した⁽¹⁴⁾。翌1967年の大統領令第14号令では、華僑・華人の宗教、信仰および伝統慣習はインドネシア国民に心理的、精神的および道徳上に影響を与え、同化進行の阻害になるとされ、公の場での活動は禁止されるようになった⁽¹⁵⁾。さらに、1967年から1969年、政府は三回にわたり外国系インドネシア人（華人）に対し、インドネシア名への改名の督促を出した。その後、1978年に出された第286号条例には、1966年から実施されてきた中国語書物の使用・流通禁止令は有効かつ合法であると明記され、インドネシアへ入国する外国人に対し、入国の際、危険物とともに中国語出版物所持の有無も申請の対象として義務づけられた⁽¹⁶⁾。これら一連の同化政策により、インドネシアの華僑・華人の学校教育はもちろん、華僑・華人の民族言語、文化、慣習の表れも法律によって禁じられた。それから約30年間、一世代あまりは華僑・華人教育の空白期間となつた。

一方、「インドネシアにとって華人の経済的な力は開発の推進と国家の維持にとって不可欠の要素であり、規制と保護のバランスをとり続けることも必要とされている」⁽¹⁷⁾。また、1990年8月インドネシアは中国との国交を回復し、両国は政治や経済をはじめ多くの面においての交流が拡大してきた。こうした中で、政府の華僑、華人への対応も少しずつ変わってきており。特に、経済面からの需要を受け、政府はまず中国語の禁止を緩めた。

1994年、スハルト政府はインドネシア大学とダーマ・ペーサダ大学における中国語課程の設置を

許可した。翌1995年、上記二校との提携を前提に、旅行専門学校や言語学校などの中国語コースの設置も可能となった。同年8月、政府はホテルや旅行社などにおける中国語パンフレットなどの宣伝資料の使用を許可し、テレビでの中国語歌の放送も解禁した。

さらに、1998年スハルト政府が失脚後のハビビ、ハヒド、メガワティ三者の政府は言語、文化などの面で華僑・華人に對し過激な同化政策を変えようとした。1999年ハビビ政府第4号大統領令は中国語の使用と教育を禁止する規定を見直しすると発表した。2000年ハヒド政府は公の場で華人の宗教・信仰、祭礼・習俗活動に関する禁止令を解除し、2001年では中国語書物の解禁も果たした。これらの政策を背景に、中断されていた華僑・華人教育も再開の兆しがみえはじめた。

現時点では、法律による華僑・華人学校の設立に関する規制はまだ解除されていない。一方、大学や専門学校などの正規の学校で開設される中国語課程以外でも、華僑・華人による中国語補習教室、中国語塾などの民間教育の場が大きく発展している。インドネシア華文教学協調会の調査によると、2001年3月までに、ジャカルタ地域だけでも活動している中国語補習教室は約130ヶ所あり、うち政府に正式な申請届けを出したのは28ヶ所となっている⁽¹⁸⁾。長い間の教育空白をうけ、現在の中国語補習教室などの民間教育施設では中国語を語学として教える場合がほとんどである。そのため、生徒は華僑・華人以外に、マジョリティに属するインドネシア人も多数在籍している。また、夜や週末を利用して授業を行われているため、生徒の年齢層や職業、出身家庭も幅広くにわたっている。

そして、この動きはインドネシア国内にとどまらず、1990年代以降中国へ留学する人も増加してきている。2001年に北京地域だけでも約2000名のインドネシア人が在学している。この中国語学習のブームをうけ、インドネシア教育部では中国語を外国語として公立学校の選択科目に入れる考えを示しており、さらには2001年からHSK中国語運用能力試験もインドネシアで受けられるようになっている。

このように、インドネシア政府の強制同化政策から多様化を認める政策への転換により、華僑・華人における中国語教育も少しずつ回復されるようになったのである。しかし、以前の華僑・華人教育とは異なり、現在では塾や補習教室などを通して華僑・華人にこだわらず、全ての人向けの言語、文化教育が中心となっているのが特徴である。

一方、政府の対応が変わってきているとはいえ、まだスハルト時期に出された華僑・華人を差別する法律を全て排除したわけではない。また、インドネシア社会における根深い華僑・華人への不信感もいまだに存在しているのも確かである。さらに、長い間華僑・華人教育が禁止されていたため、40歳以下の華僑・華人のほとんどは中国語を話すことができない。そのため、現在では中国語教師の確保が困難である。また、長時間にわたる中国語書物の禁止により、中国語教育に適切な教材も欠乏している。このように、実際民間の中国語教育はまだ多くの問題が残されている。

3. 華僑・華人教育の変容

中国人の海外移住はもともと国内における政治の混乱や経済の困窮にともなって発生したと考えら

れる。歴史上では「漢人」、「唐人」、「北人」、「中国人」などと呼ばれていた。現在使われている「華僑」という言葉が最初に出たのは19世紀半ばであった。「華」とは中華、「僑」とは仮住まいの意味である。一方、第二次世界大戦後、華僑の大半が居住国の国籍に加入した実態をうけ、中国国籍を持つ「華僑」に対し、居住国の国籍を取得した人々は「華人」と呼称されるようになった。現在では海外華僑・華人のうち90%が居住国の国籍を持つ華人である。

国境を渡り、異邦で生活する華僑・華人にとって、たとえ居住国の国籍に加入しても、今まで持ってきた伝統文化、慣習、倫理はすでに生活の一部となり、捨て難いものである。これらを子ども世代に伝承するため華僑・華人教育が誕生したのである。すなわち、華僑教育とは本来異国で生活する華僑が自分の子どもを対象に民族言語、伝統文化を教え、中国人としての自覚を持たせるためのいわゆる民族教育であった。一方、華僑・華人教育は学校や教室などで行われる狭義なものに限らず、民族言語、文化ないし伝統的慣習など、華僑・華人が持つ民族的な特質を伝承するために行われる全ての活動を指す広義な概念でもある。そのうち、学校教育の影響力が最も大きく、華僑・華人教育の中心的存在であると考えられる。

民族教育としての従来の華僑・華人教育は次のような特色を持っているといえよう。まずその目的は中国人としての民族アイデンティティを継続し、華僑人材の育成をすることであった。教育対象は主に華僑・華人の子どもであり、特に中国国籍を持つ生徒が大半であった。これに対応して、従来の華僑・華人教育は中国語を母語として教え、教育内容に居住地の言語、文化、歴史などは一部入れながらも、民族文化や科学知識などの一般教養を含んだ中国の教育基準に合わせたものがメインであった。つまり、従来の華僑・華人教育は中国人教育の一部と考えられよう。

一方、居住地に長く住むにつれ、華僑・華人社会における世代交代が行われ、実際の生活環境の影響から教育や生活の面において現地文化と自然に融合していく傾向が見られている。これについて、戴國輝は華僑・華人が「長い家庭生活、風俗習慣、宗教観、価値意識などの面で中国的伝統の影響から、完全なる脱却を果たしえないまま中華文化に一定のノスタルジアを覚えることがあっても、彼らの生活原理はいまやかつての『衣錦還郷』『落葉帰根』にとどまることにはなく、むしろ『落地生根』、さらには居住国の一構成員として積極的にその国づくりに自ら身を挺していこうとする生活原理を選ぶ他ない」⁽¹⁹⁾と語っている。このように、実際華僑・華人は居住地での定住につれ、その生活基盤ないし社会構造は大きく変化し、したがって教育への要請も変わってきている。そのため、従来の民族教育では適応できなくなり、もっと現地生活に順応した、かつ現地社会からも受け入れられる柔軟性のある教育が求められるようになった。これをうけ、現在の華僑・華人教育では以前と異なる様相を見せている。以下では日本とインドネシアの実態から華僑・華人教育の変容について検討したい。

日本の場合、華僑学校が現在も存在して教育活動を行っているが、その中身は大きく変わってきている。現在の華僑学校は華僑・華人にとらわれない全ての子どもを教育対象とし、生徒の多様化が進んでいる。そして、生徒が日本社会で定着していくのに応じて、学校では中国語を語学として教え、中国と日本両方の文化を伝授すると同時に、日本の一般の学校と同じ学力を目指しているのが大きな

特徴である。さらに、華僑学校は中国語、日本語、英語の三言語教育を通して、国際的に通用する人材の育成を教育目標としている。つまり、現在の日本の華僑学校は中国語、中華文化を特色とした、日本の教育に準じた教育であるといえよう。

インドネシアの場合、政府の同化政策により1960年代に華僑学校が全て閉鎖され、今でもその設立が禁止されているため、日本のような華僑学校は存在していない。近年になり同化政策を変えようとする政府の動きを背景に、大学や専門学校における正規の中国語課程が設置されるようになったが、華僑・華人教育として注目を集めているのは中国語補習教室や中国語塾などの民間教育施設である。このような華僑・華人による設立された民間教育の場で学習する生徒は華僑・華人だけではなく、ほかのマジョリティのインドネシア人なども多数在籍している。語学や文化の伝播を中心としているのが現在のインドネシアにおける華僑・華人教育の特徴である。

このように、日本とインドネシアは社会背景の違い、そして政府の対応の相違から、現在における華僑・華人教育もだいぶ異なっている。一方、形式的な差異を別にして、現在両国の華僑・華人教育における共通なものも見出すことができよう。

まずその目的は中国語、中華文化の学習の場を提供することとなっている。そして、教育対象は華僑・華人だけではなく、中国の言語、文化に興味ある全ての人々の参加が可能となっている。また、教育対象の大半は中国語を母語としていないという実態から、現在の華僑・華人教育においては中国語を語学として教える傾向が見られる。したがって、授業言語も必ずしも中国語ではなく、現地言語を主に使う場合が多くなっている。さらに、教育内容については中国の言語、文化を中心とするほか、居住地の文化、教育水準を配慮した教育が行われているのが特徴である。その意味で、現在の華僑・華人教育は事実上居住地の教育の範囲に入ると考えられよう。

上述のように、社会環境の変化をうけ、現在の華僑・華人教育はその目的から、教育対象、内容まで大きく変わってきている。このような言語、文化を特色とする教育は従来の華僑教育に対して華文教育と呼ばれている⁽²⁰⁾。華僑・華人社会全体における華僑から華人への動きをうけ、華僑教育に代わって、いまでは華文教育が華僑・華人教育の主流となっているのである。

一方、まだ模索段階である華文教育は多くの課題に面している。とくに、多様化する生徒の需要に対し、従来の民族教育と現地教育をどのように融合していくかは現在の華僑・華人教育にとって共通の課題である。さらに、多様な文化が共生する現代社会において、これからの中華僑・華人教育は、民族固有の文化、伝統を自集団の若い世代へ伝承していく役割を果すだけではなく、共生社会における教育の一部として、言語、文化の伝播の役割も担っていると考えられる。そのため、華僑・華人教育は、異なる文化の固有の価値を認め、寛容な心でその違いを理解し、積極的に交流していく必要がある。つまり、もっと開かれた包容力のある多文化教育こそ、華僑・華人教育におけるこれからの方針であると考えられるだろう。

おわりに

本稿では華僑・華人が所在する社会環境および華僑社会内部の変化をうけ、変容する日本とインドネシアの華僑・華人教育について考察した。

1.では日本の華僑学校を中心に考察した。1980年代から日本社会で進行する国際化と、日本華僑社会における老華僑の日本化と新華僑の参入により、華僑学校が置かれている社会環境が大きく変化している。これにより、現在の華僑学校の生徒構成には三つの特徴がみられている。まずは生徒の国籍、出身、文化的所属性、ないし母語が多様化していること。次は新華僑の子どもが増加していること。そして、一番大きな特徴は日本国籍を持つ生徒の増加であること。特に日本人の子どもの在籍者増加が顕著である。この生徒構成の多様化に応じ、華僑学校では国際的に通用する人材の育成を教育方針とし、中国語、伝統文化を重視すると同時に、教育課程には日本の文化をはじめ、日本の学校と同じカリキュラムも積極的に取り入れ、中国語、日本語、英語の三言語を通じて教育を行っていることが考察によって明らかになった。

2.では独立後のインドネシアにおける華僑・華人教育の歩みとその現状について論じた。1950年代に一度発展した華僑・華人学校教育はスハルト政府の同化政策によりすべて閉鎖され、華僑・華人の子どもは強制的に国民学校へ入学することになった。さらに、この時期では華僑・華人における言語、文化、慣習の表現も法律によって禁止られ、約30年間にわたっては華僑・華人教育の空白期となつた。1990年代から、経済の需要と政治の緩和を背景に、華僑・華人教育も復興し始めている。特に全ての人々を対象に、語学と文化を中心とする華僑・華人による民間の教育施設が大きく発展し、現在では華僑・華人教育の中心となっている。しかし、華僑・華人学校の設立はいまだに法律によって禁止されているのが現状である。

3.では日本とインドネシアの華僑・華人教育の実態を踏まえ、華僑・華人教育の変容について検討した。社会背景の変化により、華僑・華人教育は従来の華僑・華人だけを対象とした民族教育から、全ての人々を対象とする開かれた言語、文化の教育へと変貌し始めていることが、日本とインドネシアの華僑・華人教育を考察することによって明らかになった。

華僑・華人の歴史を振り返ってみれば、彼らは異文化の環境で社会的マイノリティでありながら、教育を通じてその民族言語、文化、慣習を伝承してきた。一方、社会環境の多様化により、実際華僑・華人教育はその目的から、教育対象、授業内容まで大きく変わり、現在では言語、文化を特色とする華文教育が中心となっている。マイノリティ教育として行われてきた華僑・華人教育のこのような変容は今後多文化共生社会における教育のあり方にも示唆するものが大きいと考えられる。

これから華僑・華人教育は言語、文化の伝承、または伝播という役割を發揮すると同時に、より開かれた姿勢で多様な文化と連携し、多文化、多民族社会の一員としてその役割を積極的に果すことが期待される。そのため、華僑・華人教育は多文化教育の視点に基づき再構築し続けることが必要と考えられるだろう。なお、多文化教育の視点から華僑・華人教育の可能性についての研究は今後の課

題としたい。

- (注) (1) 辞海編輯委員会『辞海』1999年 上海辞書出版社 p. 695。
- (2) 法務省平成13年外国人登録者統計により。
- (3) 朱慧玲『華僑社会の変貌とその将来』1999年 日本僑報社 p. 41。
- (4) 法務省平成13年外国人登録者統計により。
- (5) 華僑学校は「各種学校」に扱われているため、文部科学省は華僑学校の修了生を学校教育法上の小、中、高校の卒業生として認めず、したがって、高中部卒業生の大学への直接受験資格も認めていない。そのため、今まで華僑学校の生徒が日本の大学へ進学するためには日本の高校へ進学するか、華僑学校に在籍しながら、卒業資格を得るために別の日本の学校にも在籍するか、いわゆる「ダブルスクール」という道しかなかった。一方、1999年7月、文部省大学審議会は「大学・大学院入学資格改革方案」を提出し、「大学入学資格等の弾力化」の措置を発表した。その内容は、2000年8月に実施する大検から、日本の中学校卒業資格がない場合でも満16歳以上の者（合格認定は18歳以降）に受験資格を認め、2001年春の入学者から適用することであった。これにより今まで受験資格がなかった外国人学校の生徒も大検の受験資格が認められ、合格した者は国立大学への受験が可能となった。
- さらに、2003年9月文部科学省では外国人学校卒業生や高校中退者らが大学入学資格検定（大検）に合格しなくとも大学と専門学校を受験できる受験資格緩和策を正式に決め、その内容は（1）英米の評価機関の認証を受けたインターナショナルスクール16校と、本国の教育課程に準じていると確認できた韓国学校など5校は学校ごとに受験資格を与える。（2）大学・専門学校が個別審査で高卒と同等以上の学力があると認めた18歳以上の者には受験を認める、とのことであった。
- (6) ディディ・クワルタカダ 工藤尚子訳「体制移行期における華人社会——その進展と潮流」『インドネシア——揺らぐ群島国家』2000年 早稻田大学出版社 p. 101。
- (7) インドネシアの華僑・華人人口についてさまざまな説があるが、多くの人は、華僑・華人人口がインドネシア総人口の3-4%，つまり600万-800万であると推測している。
- (8) 黄昆章「インドネシア華文教育の回顧と展望」『八桂僑史』1998年第2期 p. 4。
- (9) 前掲「体制移行期における華人社会——その進展と潮流」『インドネシア——揺らぐ群島国家』2000年 p. 103。
- (10) 梅澤達雄『スハルト体制の構造と変容』1992年 アジア経済研究所 p. 189-191より筆者まとめ。
- (11) 西野節男「インドネシアの華僑と華僑教育」 西村俊一編『現代中国と華僑教育』1991年 多賀出版株式会社 p. 262。
- (12) 前掲「インドネシア華文教育の回顧と展望」『八桂僑史』 p. 5。
- (13) 前掲「インドネシアの華僑と華僑教育」『現代中国と華僑教育』1991年 p. 263。
- (14) 華僑華人百科全書編集委員会編『華僑華人百科全書 法律条例政策卷』2000年 中国華僑出版社 p. 528。
- (15) 同前 p. 528。
- (16) 同前 p. 528。
- (17) 前掲「インドネシアの華僑と華僑教育」『現代中国と華僑教育』1991年 p. 263。
- (18) 厦門大学海外漢語言文化教育研究所編『海外華文教育動態』2002年 厦門大学 p. 23。
- (19) 戴国輝『華僑—落叶帰根から落地生根への苦悶と矛盾』1991年 研文出版 p. 54。
- (20) 林蒲田編『華僑教育与華文教育概論』1995年 厦門大学出版社 p. 8。